

肥育牛経営等緊急支援特別対策事業実施要綱

令和2年4月17日付け2農畜機第413号
一部改正 令和2年4月24日付け2農畜機第551号
一部改正 令和2年5月8日付け2農畜機第775号
一部改正 令和2年6月18日付け2農畜機第1706号

新型コロナウイルス感染症は、現在、世界全体に広がりつつあり、日本国内においても、連日、感染者が確認される状況にある。このような中、インバウンド需要を含む外食需要が減少し、和牛を中心に牛肉価格が下落しており、肉用牛肥育経営体の経営悪化が危惧されている。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、優良な肥育牛生産など経営体质の強化への取組や、肥育牛の出荷調整の影響を受けやむを得ず出荷延期を行う取組に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき補助することとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号－1）及び「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第1 事業実施主体、事業の内容等

本事業の事業実施主体、事業の内容、事業の実施、補助金の交付手続等については、以下のとおりとするものとする。

1 肥育生産支援事業

所得や営業利益を事業実施年度と比較して3%改善することを目的として、経営体质強化を図る肥育経営体に対して奨励金を交付する事業であって、事業実施主体及び事業の内容等は、別添1のとおりとする。

2 計画出荷支援事業

やむを得ず計画出荷を行った肥育経営体に対して助成金を交付する事業であって、事業実施主体及び事業の内容等は、別添2のとおりとする。

第2 その他

独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）は、この要綱に定めるもののほか、第1の事業の実施につき必要な事項を定めることができるものとする。

附 則（令和2年4月17日付け2農畜機第413号）

- 1 この要綱は、令和2年4月17日から施行し、令和2年4月7日から適用するものとする。
- 2 令和2年4月7日から補助金交付決定までの間に着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号—1）13の規定にかかわらず、別紙様式第2号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着手年月日を記入することにより行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助を受けて事業に係る取組を実施する者は、補助金の交付決定までのあらゆる損失等について自ら責任を負うことを了知の上で行うものとする。

附 則（令和2年4月24日付け2農畜機第551号）

この要綱の改正は、令和2年4月24日から施行し、令和2年4月7日から適用するものとする。

附 則（令和2年5月8日付け2農畜機第775号）

この要綱の改正は、令和2年5月8日から施行し、令和2年4月7日から適用するものとする。

附 則（令和2年6月18日付け2農畜機第1706号）

この要綱の改正は、令和2年6月18日から施行し、令和2年4月7日から適用するものとする。